

第 V 章

參 考 資 料

1. Q & A 集

2. 付 屬 資 料

Q&A集

第Ⅰ章 「今治タオルブランド」の意義

- 【Q1】申請出来る「タオル商品」とそうでないものの区別はどのように考えればいいのですか?
- 【A1】その商品の主たる価値及び用途がタオルであることが前提です。
- 【Q2】生地だけでは「ブランド申請」は出来ないのでですか?
- 【A2】「最終製品」だけですので「生地売り」での申請は出来ません。(P3)
- 【Q3】地域団体商標の「今治タオル」と「今治タオルブランド」とは具体的にどう違うのですか?
- 【A3】「品質基準」があるかないかの違いだと考えて下さい。(P4)
- 【Q4】「今治タオル」というのは会社名ではないのですか?
- 【A4】「今治タオル」という会社はありません。「今治タオルブランド」は、本組合の組合員企業約100社が製造したタオル商品のうち、「今治タオルブランド」の定義に合致した商品」のことです。

第Ⅱ章 「今治タオルブランド商品」の認定プロセス

- 【Q1】「品質検査」は「日本タオル検査協会」でないといけないのですか?
- 【A1】本組合としては「日本タオル検査協会」を指定機関としていますので、ここで受けて下さい。
- 【Q2】「認定」を受けたら必ず「ブランドマーク」を付けなければならないのですか?
- 【A2】いいえ、ブランドマークを付けるかどうかはその企業の任意です。但し「今治タオルブランド商品」として市場に出す場合は、必ず付ける必要があります。(P39)
- 【Q3】品質検査に合格しなかったら試験料は払わなくていいのですか?
- 【A3】試験手数料ですので試験をしたら支払う必要があります。
- 【Q4】「沈降法」で「5秒以内」というのはどういうレベルなんですか?
- 【A4】検査協会が定めている一般的なタオルの合格基準は「1分以内」です。本組合の基準「5秒以内」はその1/12ですから非常に厳しい基準です。裏返せば、「非常に吸水性が良い」ということです。(P11)
- 【Q5】吸水性試験の「3回洗濯」にはどんな意味があるのですか?
- 【A5】次の二つの意味があります。
 ①製造過程で吸水促進剤などを使っている場合、未洗濯時だけでは正しい数値が出ない。
 ②実際に使用する場合により近い状態での数値を確認しておきたい。要は、最大の特徴である「吸水性」の品質基準は、より厳密に試験しておきたいということです。(P11)
- 【Q6】「メロ一巻き部分の滑脱抵抗力」合格基準値の「縦20N、横30N」というのはどの程度の強さなのですか?
- 【A6】簡単に言うと「20N」は約2kg、「30N」は約3kgの重さをかけて引っ張った時の力の大きさだと考えて下さい。

- 【Q7】検査依頼時に検査協会に提出するサンプルの種類や量が判らない時はどうするのですか?

【A7】申請するパターンによって異なりますので、その都度検査協会に問合せて下さい。(0898-22-2086)

- 【Q8】「認定証」は紛失したら再発行してくれますか?

【A8】所定の手続きをしていただければ確認の上、再発行します。但しこの場合、再発行手数料が必要です。(P29、P32)

- 【Q9】まったく同じ商品で名前だけOEM先の名称に変更するのですが、検査報告書は必要ですか?

【A9】不要です。「品質検査の免除商品」に相当します。この場合は元となる認定商品の「検査報告書」のコピーが必要です。(P19)

- 【Q10】アイテム追加の場合は再検査が必要なのでですか?

【A10】必要です。この場合は「認定内容の変更」の中の「認定内容の追加」に当りますので、「変更届」と「検査報告書」又は「同一規格証明書」が必要になります。(P23)

- 【Q11】商品名だけを変更する場合は申請料は必要なのでですか?

【A11】「認定内容の変更」ですので、「変更届」が必要で、変更申請料(1,000円)が必要です。すべての「申請」手続きに申請料が必要です。(P23、P32)

- 【Q12】カラー追加のみ申請するのですが、申請料は必要ですか?

【A12】これも「認定内容の変更」の「カラーの追加」に当りますので、「変更届」と「検査報告書」が必要になり、申請料も必要です。(P24、P32)

- 【Q13】縫製品の場合、サイズが変わっただけでも申請が必要なのでですか?

【Q13】サイズが変われば別商品というのが基本的な規定ですので、認定の変更(「認定内容の追加」)申請が必要です。(P23)

- 【Q14】既に認定を受けている商品に刺繍のみつけて別名で申請するのですが、検査報告書は必要ですか?

【Q14】不要です。「品質検査の免除商品」に相当します。この場合は元となる認定商品の検査報告書のコピーが必要です。(P19)

- 【Q15】既に認定を受けているタオル商品の朱子ヘムに表示する文字など、織柄だけを変更した場合は同一商品と認めてもらえますか?

【A15】変更するヘム部分の幅のサイズや打込み本数が同一の規格(密度)であれば、同一規格商品として認めます。

- 【Q16】景品として、認定商品に当選者の名前を刺繡して渡してもかまわないですか?

【A16】軽少な刺繡では商品の品質は変わらないでかまいません。小売店が自社ブランドマークやロゴ等を刺繡して販売する場合は認定商品の変更に該当し、又、メーカーが品質保証できないので不可とします。

Q&A集

- 【Q17】**認定商品に別注で刺繡をして販売する場合はどのようにすればいいですか?
- 【A17】**既存の認定商品に別注で刺繡をして販売する場合は、新たに認定申請が必要です。この場合品質検査報告書は不要です。申請書の3.欄に元となる商品の認定番号を記載して提出してください。
- 【Q18】**タオルの重量が変更になる場合は検査報告書はいりますか?
- 【A18】**マニュアルP20の規格要素が同一規格条件を満たさない場合は、異なるタオルになるので検査報告書が必要です。(P20)
- 【Q19】**プリントタオルで柄違いの場合、すべての柄での検査が必要ですか?
- 【A19】**すべての柄の検査が必要で、カラー違いとして扱います。同一名(シリーズ)であればブランド申請は1件でかまいません。
- 【Q20】**同じ規格でアイテム追加をしたいが検査は必要ですか?
- 【A20】**検査内容は追加内容に応じて検査協会が決めますが、吸水性及びホルムアルデヒド試験は必要です。組合へは変更(追加)申請の提出が必要です。(P23~26)
- 【Q21】**タオル生地の品質検査合格+縫製品のホルマリン検査合格→認定と聞いたが、検査に合格したシーツ(内張りにタオル)は認定されますか?
- 【A21】**今治タオルブランド商品の認定については、今治タオルの生地が使用されていれば、縫製品等において認定が認められますが、商品の主たる価値或は用途が今治タオルであるかどうかの判断が認定の基準になります。今回のシーツは、その主たる価値及び用途が今治タオルであると判断できないので認定できません。
- 【Q22】**縫製品の認定基準の内容を教えてください。
- 【A22】**縫製品の認定基準については、今治タオルの生地が使われており、商品の主たる価値或いは用途が今治タオルであること。加えて、肌のあたる可能性のある所がタオル地であることが認定の条件となります。また、タオル商品への飾りとして布帛を使用する場合は、概ね、商品の10%の面積までとします。ベビー用品等の飾り、刺繡、アップリケについても同様です。
- 【Q23】**新規認定申請時に、染工場が複数ある場合、検査報告書は複数必要なのですか?
- 【A23】**はい、それぞれの染工場ごとに必要です。
- 【Q24】**品質検査報告書に「前加工」と「後加工」の染色工場が記載されますが、その意味と定義はどのようになっていますか?
- 【A24】**記載する意味と定義は、同一規格製品であるかの判別に使用するためです。「前加工」は、製織前に行う「精練漂白」、「糸染め」を指し、「後加工」は製織後に行う「精練漂白・糊抜き」、「生地染色」を指します。

第III章 「今治タオルブランド商品認定マーク」の表示

- 【Q1】**織ネームはどこに付ければいいのですか?
- 【A1】**「商品本体への指定副資材の取付けは、任意の位置で、なるべく見えやすい位置とする」というのがマニュアルの規定です。(P39)
- 【Q2】**他のネームと重ね縫いしてもいいのですか?
- 【A2】**重ね縫いしても「なるべく見えやすい位置」であればいいのですが、重ね縫いすると見えにくくなることがあるので気を付けてください。「今治タオルブランドマーク」が下になるような重ね縫いは避けてください。
- 【Q3】**共通副資材のシールは認定商品を包む箱や袋に貼ってもいいですか?
- 【A3】**共通副資材(本組合から購入したシール)のシールは、認定商品本体以外にも使用出来ます。
- 【Q4】**企業番号入りの指定副資材、共通副資材は何枚から注文できるのですか?
- 【A4】**最小注文ロットは、マニュアルのP44に記載していますので参照してください。
- 【Q5】**指定副資材、共通副資材の納期はどのくらいと考えておけばいいでしょうか?
- 【A5】**約3週間です。
- 【Q6】**指定外副資材とはなんですか?
- 【A6】**「袋」「帯」「紙ペラ」「化粧箱」など、各企業がオリジナルで作った副資材のことです。(P39、P40)
- 【Q7】**指定外副資材の「マーク使用許可願い」にはどのような資料等が必要ですか?
- 【A7】**所定の様式を記入して頂いた上で、デザインの判るもの添付して提出してください。(P41)
- 【Q8】**PK番号はどこに表示したらいいのですか?
- 【A8】**P41、P42の取付け方とその例を参照してください。
- 【Q9】**化粧箱にPK番号を付けたいのですが何処に表示したらいいのですか?
- 【A9】**ブランドマークの付けられた面と異なる面に付けてください。同じ面に付けるのは避けてください。(P42)
- 【Q10】**指定外副資材の使用に有効期間はあるのですか?
- 【A10】**「基本許可書」に記載されている通り、使用許可した月から1年間が有効期間です。期間の途中で製作したものも、この有効期間内だけしか使用できません。基本許可書の有効期間を超えて使用したい場合は延長申請をしてください。(P45)
- 【Q11】**個別許可書を受けている指定外副資材を追加で製作したいのですが、何か手続きが必要ですか?
- 【A11】**許可済みのものと全く同じもので、その有効期間内であれば、手続きなしで製作してもかまいません。
- 【Q12】**基本料金はいつ払えばいいのですか?
- 【A12】**「許可証」が発行された翌月末に支払ってください。(P43、P44)

Q&A集

- 【Q13】副資材購入費や認定マークの使用料を手形で払えますか?
[A13] 手形払いは出来ません。(P44)
- 【Q14】料金の支払時振込み手数料は必要ですか?
[A14] 組合側が負担します。(P44)
- 【Q15】広告メディア等でブランドマークを使用する場合は許可が必要ですか?
[A15] どのような場でも、ブランドマークを使用するためには本組合の許可が必要です。(P47)
- 【Q16】広告メディア等でブランドマークを使う場合、料金は必要ですか?
[A16] 必要ありません。(P47)
- 【Q17】POPを制作する場合、組合推奨のPOPはありますか?
[A17] 組合が製作した「共通POP」を販売(5枚組500円)していますので利用してください。(P47)
- 【Q18】販売先等が発行するカタログにブランドマークを掲載する場合も許可が必要ですか?
[A18] 必要です。この場合、許可申請者は組合員企業でなければなりません。複数企業で共同する場合は代表1社の申請でもかまいません。
- 【Q19】提携する他社のWebサイトにブランドマークを使用するのに許可は必要ですか?
[A19] 必要です。上記と同じです。
- 【Q20】ブランドマーク付き化粧箱だけを問屋等に販売してかまいませんか?
[A20] かまいませんが、使用に関する管理責任は組合員企業にあります。
- 【Q21】ブランドマーク付き化粧箱にタオル以外の商品を同梱してもいいですか?
[A21] マーク入り化粧箱にはブランド認定商品以外は入れてはいけません。
- 【Q22】ブランドマーク付きダンボールを製作してもかまわないですか?
[A22] 製作してもかまいませんが本組合の許可が必要です。本組合で製作したものも販売していますので利用して下さい。
- 【Q23】広告メディア等で使用する場合の注意点は?
[A23] 本組合の許可が必要ですが、ブランドイメージを損なわないものであることが、許可の条件です。内容面では「ロゴマニュアル」を順守してください。(P49、付属資料20(P105~110))
- 【Q24】認定商品を包む包装紙やショッピングバッグに認定マークを付けることは出来ますか?
[A24] 包装紙やショッピングバッグは指定外副資材の対象ではありませんので、ブランドマークを使用することは出来ません。
- 【Q25】展示会等のブース全体、またはブース内の1コーナーにマークを掲示できますか?
[A25] 看板としての使用は認めていません。しかし、今治タオルブランドコーナーに使用する場合はそのコーナーのすべてが認定商品であれば申請できます。

- 【Q26】展示会場で映像でマークを流す場合は申請がいりますか?いる場合は映像を見せないといけないのですか?
[A26] 映像でも申請はいります。マークをどのように流すのかをわかりやすく資料を添付して申請してください。(P48)
- 【Q27】マーク使用許可願いは、許可済みのものでも使用場所が増えれば提出しないといけませんか?チェーン店等では全店舗記載が必要ですか?
[A27] 使用場所が増えれば提出してください。チェーン店などのグループでまとめての申請はOKです。
- 【Q28】指定外副資材(紙ペラ等)を作成したいが、作成する会社が国外でも可能ですか?
[A28] マニュアルに規定はないが、原則、国内の印刷会社に限ります。国外の会社だとトラブルの対応が困難などの理由からです。

第IV章 違反時のルール

- 【Q1】違反行為を見つけた場合はどうすればいいのですか?
[A1] 本組合事務局に連絡してください。(0898-32-7000)その際、出来れば証拠となるようなものがあれば提出してください。
- 【Q2】違反行為にはどういう措置をするのですか?
[A2] まずはできるだけ早く一次措置を行います。ケースによって一次措置も異なりますので、マニュアルを参照してください。(P55)
- 【Q3】悪意はないが、解釈の違いで違反になった場合はどうなりますか?
[A3] 基本的には本組合の解釈を優先させてもらいますが、協議の場を設けますので、協議させていただきます。協議が成立しなかつた場合はマニュアルに沿って措置させて頂きます。
- 【Q4】悪意かどうかの判断はだれがするのですか?
[A4] 審査委員会で協議の上、最終的には本組合が判断します。
- 【Q5】問屋や販売先の違反の場合はだれが責任をとるのですか?
[A5] その問屋や販売先にかかる組合員企業の責任と考えます。
- 【Q6】組合からの是正勧告に従わなかった場合はどうなりますか?
[A6] マニュアルに沿って次の段階の措置を行いますが、二次措置としては、認定の取り消しや、法的措置を行うこともあります。
- 【Q7】違反措置の基本的な趣旨はどういうことですか?
[A7] 組合員に、「今治タオルブランド」の信用を著しく傷付けるなど、本事業の適正な運営を損なう恐れがあると認められた行為に対し、迅速かつ適正に是正を行うと共に、再発を防止するために定めるものです。(P57)
- 【Q8】その商品が認定を受けているかどうかはどうやって分かるのですか?
[A8] 組合のホームページから今治タオルブランドの商品検索することができます。「認定番号」「商品名」「企業名」「企業番号」などで検索できますのでご活用ください。不明の場合は、組合事務局までお問い合わせください。その際、その商品のブランドマークについている企業名か企業番号を知らせてもらえばすぐにわかります。

Q&A集

その他

- 【Q1】** 販売方法などに関する規制は、ブランドマニュアルでは決めてないのですか？
- 【A1】** 販売の方法については、組合員企業自身のモラルの問題ですのでここでは扱っていません。但し、第IV章の11に記載した、「認定取得者の責務」に則り、誠実に対処いただきたく、ご理解ください。(P55)
- 【Q2】** バーゲンセールなどのセールをする場合に、広告・PRチラシ・売り場のPOP等に「今治タオル」や「今治タオルブランド商品認定マーク」を使ってもいいですか？
- 【A2】** 「今治タオル」及び「今治タオルブランド商品」をバーゲンセールなどで販売することは可能ですが、ブランド価値を維持するために、組合では、バーゲンセールなどの安売りの際に、「今治タオル」や「今治タオルブランド商品認定マーク」の使用を許可しません。取引先から依頼を受けた場合は、そのように回答してください。
- 【Q3】** マニュアルの解釈や記載していないことで、よくわからないことがあった場合はどうすればいいですか？
- 【A3】** 本組合事務局に問い合わせてください。(0898-32-7000)

2.付属資料一覧表

No	資 料 名	P
1	今治タオルブランドマーク「商標登録証」	71
2	今治タオルブランド商品認定事業規約	72~79
3	地域団体商標「今治タオル」使用承諾通知書	80,81
4	(1)今治タオル工業組合員名簿(五十音順) (2) // (企業番号順)	82~84 85~87
5	今治タオルブランド商品認定証	88
6	今治タオルブランド商品認定審査申請書(記入例)	89,90
7	// (例外届出書)	91
8	顔料プリント部面積比率証明書	92
9	品質検査報告書(例)	93
10	今治タオルブランド商品変更(中止、廃止)届(記入例)	94,95
11	今治タオルブランド商品認定審査一覧申請書(記載例)	96
12	今治タオルブランド商品認定マーク使用契約書	97
13	今治タオルブランド商品認定マーク指定外副資材使用申込書(基本許可書)	98
14	今治タオルブランド商品認定マーク使用許可願い(個別許可書)	99
15	今治タオルブランド商品表示「指定副資材(織ネーム)」発注書	100
16	今治タオルブランド商品表示「共通副資材(下げ札、シール)」発注書	101
17	今治タオルブランド商品認定証(コピー)受領確認のお願い	102
18	認定商品管理簿	103
19	指定副資材管理簿	104
20	ロゴマニュアル	105~110

付属資料

1.今治タオルブランドマーク「商標登録証」



付属資料

2.今治タオルブランド商品認定事業規約

今治タオルブランド商品認定事業規約

今治タオル工業組合 理事長

今治タオル工業組合（以下「本組合」という。）は、定款第7条第1項第5号に定める「組合員のために行う組合ブランド推進事業」の円滑な運営を図るため、「今治タオルブランド商品認定事業規約」を定めるものである。

(目的)

第1条 この規約は、「今治タオルブランド商品」の認定を行うことにより、今治タオルの需要の拡大及び品質の向上を図るとともに、消費生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 今治タオルブランド商品認定事業（以下「本事業」という。）とは、本組合に加盟するタオル製造業者（以下「組合員」という。）が生産するタオル商品に対して、本組合が一定の基準を設け、その基準に適合するものを今治タオルブランド商品として認定し、当該商品に今治タオルブランド商品認定マーク（以下「認定マーク」という。）を付すことによって消費者が識別できるようにすることである。

(認定基準)

第3条 今治タオルブランド商品は今治産地（愛媛県今治市、松山市及び西条市）で製織及び染色加工し、且つ日本国内において縫製・加工したタオル商品であって、別表1「今治タオルブランド商品 品質基準」に該当するものとする。ただし、上記要件を満たしたタオル商品であっても、審査委員会で運営上問題があると判断した場合は、認定しないことがある。

(運営体制)

第4条 本事業は本組合が実施し、その事務は本組合の事務局（以下「事務局」という。）が担当する。

2 本事業の適正な運営を図るため、本組合に「今治タオルブランド商品認定事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）」及び「今治タオルブランド商品認定事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置する。

3 運営委員会並びに審査委員会の設置および運営に関しての必要な事項は、別に定める。

4 第12条第2項、第13条、第14条、第15条及び第16条に定める事項は本組合の理事会に諮って決議する。

(認定手続き)

第5条 今治タオルブランド商品の認定を受けようとする者は、所定の申請書「今治タオルブランド商品認定事業審査申請書」（様式第1号）に、当該商品の検査成績書等および申請手数料を添えて申請するものとする。ただし、新たに組合員となった者は、加盟日より3年を経た後に申請することができるものとする。

2 同一規格商品を複数の者が生産した場合においては、それぞれ生産した者が前項の認定手続きを行わなければならない。ただし、その複数の者を代表する者が代行して認定手続きを行うことができる。

- 3 事務局は、今治タオルブランド商品の認定申請受付に際し、必要に応じて申請者に第三者機関による検査の実施およびその証明書の提出等を求めることができる。
- 4 審査委員会は、必要に応じて申請があった商品について、第3条の認定基準に関する審査を行い、その審査・承認にもとづいて、本組合が今治タオルブランド商品として認定する。
- 5 本組合理事長は、第1項による申請を受けた場合において、その申請に係る認定の拒絶をするときは、その理由を記載した書面をもって、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 6 第1項のほか、認定に関わる審議の手順および方針について、必要な事項を運営委員会の承認を得て別途定めることができる。

(認定証および今治タオルブランド商品の表示)

- 第6条 今治タオルブランド商品として認定された場合には、本組合が「今治タオルブランド商品認定証（以下「認定証」という。）」を交付し、認定を受けた者は今治タオルブランド商品であることを明示できる。
- 2 タオル商品に認定マークを付すことで今治タオルブランド商品であることを表示する場合は、当該商品に認定マークの表示者を明らかにしたうえで、本組合が指定する製織した者の組合員企業番号が明記された、ネームを取り付けることにより行うものとする。
- 3 前項の規定による認定マークのネームは、本組合が有償で交付する。
- 4 第1項で認定を受けた者が、今治タオルブランド商品であることを明示した上で次の各号のいずれかにより、事前に所定の使用許可願い（様式第3号）により申請し、本組合の許可を得た場合は、認定マークのデザインを他へ転用することを認める。ただし、前項の規定による認定マークのネームと誤認の恐れがある場合は、この限りではない。
 - (1) 今治タオルブランド商品として認定された商品を紹介する場合。
 - (2) 今治タオルブランドの説明をする場合。
- 5 前項の規定により認定マークのデザインをタオル商品に添付する副資材（化粧箱、袋、ラベル、シール、帯など）に転用する場合は、本組合に使用料を支払わなければならない。
- 6 前項規定の副資材に認定マークのデザインを転用する場合は、「副資材許可番号」（使用の許可を受けた番号）を副資材の見える場所に記載しなければならない。
- 7 ネームに認定マークのデザインを転用することは認めない。

(変更手続き)

- 第7条 前条第1項の規定により認定証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することになったときは、変更（中止、廃止）申請書（様式第2号）に申請手数料を沿えて本組合に申請しなければならない。
 - (1) タオル製造業者の代表者氏名若しくは名称又はその所在地を変更したとき。
 - (2) 今治タオルブランド商品の名称を変更したとき。
 - (3) 今治タオルブランド商品の製造方法（製織及び染晒加工）を変更したとき。
 - (4) 今治タオルブランド商品のアイテム（サイズ変更を含む）を変更したとき。
 - (5) 今治タオルブランド商品の配色を変更したとき。
 - (6) 第4号及び第5号以外の今治タオルブランド商品の規格を変更したとき。
 - (7) 今治タオルブランド商品の製造を中止又は廃止したとき。
- 2 第1項第3号、第4号及び第5号による変更並びにその他本組合が必要と認めた場合は、

第5条第1項と同様に当該商品の検査成績書等を添える必要がある。ただし、第4号及び第5号は追加による変更に限る。

(商品認定の有効期間)

- 第8条 今治タオルブランド商品認定の有効期間は、認定日から3年間とする。
- 2 前条第4号により今治タオルブランド商品のアイテムを追加した場合の有効期間は、追加を認定した日から元になる今治タオルブランド商品の有効期限の日までとする。
- 3 有効期間は自動的に延長する。ただし、有効期間の延長を希望しない者は、有効期限の7営業日前までに第7条第1項第7号により変更（中止、廃止）申請をしなければならない。
- 4 有効期間を延長する場合の有効期間は3年間とし、認定有効期間を記載した認定証を交付する。
- 5 有効期間を延長する場合は、本組合に第5条第1項の申請手数料と同額の申請手数料を支払わなければならない。

(公表)

- 第9条 本組合は、第6条の規定により認定したときは、当該認定に係る今治タオルブランド商品の詳細ならびに組合員およびその所在地等を公表するものとする。

(認定マークの使用契約)

- 第10条 第6条第1項の規定により認定を受けた者が、第6条第2項および第4項の規定により認定マークを使用するにあたっては、本組合と「今治タオルブランド商品認定マーク使用契約」を締結するものとする。

(認定を受けた者の責務)

- 第11条 今治タオルブランド商品認定マーク使用契約を締結した者は、当該商品について、認定の趣旨及び認定基準に違反することのないように努めなければならない。
- 2 当該商品についての品質保証は、認定を受けた者が行うものとする。ただし、第5条第2項により複数の者が同一規格商品の認定を受けた場合においては、当該商品についての品質保証を行う者を定めて、本組合に届け出なければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、認定を受けた者以外の組合員企業が、当該商品を販売する場合においては、その者が品質保証を行うことができる。

(認定基準の見直し)

- 第12条 運営委員会は、市場動向や技術発展などを考慮し、必要に応じて認定基準の改定または廃止に着手する。
- 2 運営委員会の審議・承認にもとづいて、本組合が認定基準の改定または廃止を行う。
- 3 組合員は、本組合が定める手続き（様式第5号-1及び様式第5号-2）により、認定されるタオル商品の種類及び別表1「今治タオルブランド商品 品質基準」の試験項目、試験方法、判断基準並びに改定の理由に、別表1「今治タオルブランド商品 品質基準」を改定しようとする場合は（一財）日本タオル検査協会の意見を沿えて、認定基準の見直しを本組合理事長に申し出ることができる。
- 4 本組合理事長は、前項による申出を受けた場合において、その申出に係る認定基準の見直しの必要がないと認めるときは、その理由を記載した書面をもって、その旨を当該申出人

に通知しなければならない。

5 本組合理事長は、必要があると認めるときは、第1項に基づき改定に着手しなければならない。

(調査指導等)

第13条 本組合は、今治タオルブランド商品としての信用を保持するため、組合員および商品について随時調査指導(以下「調査」という)を行うことができる。

2 認定マークの使用は、景品表示法その他の関係法令の定めるところに従い、適切に行われなければならない。

3 本組合は、必要に応じて第三者機関に調査を委嘱することができる。

4 調査は、調査実施日より過去5年度分(60か月分)まで遡り、対象とすることができる。

5 調査を円滑に行うため、組合員は別紙1記載の「保存書類」を過去5年度分(60か月分)保存する義務を負う。

6 調査を円滑に行うため、組合員は別紙1記載の「作成・提出書類」を四半期ごと(3月末日、6月末日、9月末日、12月末日)に各四半期の末日より15日以内に作成・本組合に提出する義務を負う。

7 調査に際し、本組合(本組合から調査を委嘱された第三者機関を含む)及び組合員は機密保持の義務を負う。組合員は、正当な理由がない限り、本項とは別に調査に関する機密保持契約の締結を要求しない。

(認定の取消し等)

第14条 本組合は、組合員又は今治タオルブランド商品が次の各号のいずれかに該当するときは、審査委員会の意見を聞いた上、当該認定を取消し、今治タオルブランド商品認定マーク使用契約の解除を行うとともに、認定マークの表示の中止、ならびに指定副資材の廃棄処分、その他の必要な措置を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の規定による調査の結果、品質不良と認められたとき。
 - (2) 認定マークの不正な表示を行ったとき。
 - (3) 品質、量目など規格を変更し、今治タオルブランド商品として適当でないと認められたとき。
 - (4) 労働者の権利や人権を侵害する重大な法令違反を行うなど、コンプライアンスに係る行動規範に反する行為があったとき。
 - (5) その他今治タオルブランド商品としての信用を著しく損なう行為があったとき。
 - (6) 正当な理由がなく本組合の指導に従わないとき。
 - (7) 正当な理由がなく第13条に定める調査に協力しないとき(第13条に定める書類の作成・保存・提出を怠った場合を含む)。
 - (8) 本組合の活動を妨げたとき、又は妨げる恐れがあるとき。
 - (9) 主要な株主が日本国籍でない者及びタオルの流通事業を主たる事業としている者。
- 2 主要な株主が日本国籍でない者及びタオルの流通事業を主たる事業としている者であるときは、本組合に届け出なければならない。
- 3 本組合は、組合員の取引先が第1項(4)又は(5)に該当するときは、組合員に対して、取引先への実態調査、工場訪問、是正勧告又は取引中止を求めることができる。

(損害賠償)

第15条 本組合は、組合員の責による事由で現実に損害を被った場合、組合員に対して、金銭による損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の範囲には、以下を含む。

- (1) 未払いとなっている申請手数料及び使用料
- (2) 第14条各号の行為により本組合が被った損害額
- (3) 第三者機関へ支払う調査委嘱費用(特定の1か月につき、不正規な認定マークの利用数が、当該月もしくは過去12か月平均の認定マークの購入数の10%を超える場合)
- (4) 本組合が請求したときから支払済まで年6%の割合による遅延利息

(認定マークの商標権等)

第16条 認定マークに使用されている今治タオルブランドの「マーク」の商標権は、本組合が保有している。本組合は、認定マークが不正に使用された場合には、審査委員会の意見を聞いた上、前条に定める認定の取消し等を命じる他、一定期間は今治タオルブランド商品の認定手続きを行うことができない措置とともに、その他必要な法的措置をとることができる。

(運用等)

第17条 この規約の定め及びこの規約に関わる必要事項の制定・改定は運営委員会の決議を経て、本組合が定める。

附則 この規約は2010年(平成22年)5月21日から施行する。

改正 2010年(平成22年) 12月13日

改正 2011年(平成23年) 2月14日

改正 2013年(平成25年) 8月1日

改正 2015年(平成27年) 11月17日

改正 2016年(平成28年) 4月11日

改正 2017年(平成29年) 2月1日

改正 2019年(令和元年) 8月23日



(別表1)

今治タオルブランド商品 品質基準

試験項目	試験方法	合格
タオル特性	吸水性 JIS-L1907 /沈降法	5秒以内 「未洗濯」と「3回洗濯」の2回の検査に両方とも合格
	脱毛率 JIS-L0217 洗い方103法 (タオル検法)	パイル 0.2%以下 無撚糸 0.5%以下 シャーリング 0.4%以下
	パイル保持性 (タオル検法)	BT・KT 2.45cN/パイル 以上 FT・WT 2.16cN/パイル 以上
染色堅ろう度	耐光 JIS-L0842 /カーボンアーカ法	4級以上 (パステル色及び淡色3級以上)
	洗濯 JIS-L0844 / A-2号法	変退色 4級以上 汚染 4級以上
	汗 JIS-L0848	変退色 4級以上 汚染 3-4級以上
	摩擦 JIS-L0849 (II型)	乾燥 4級以上 湿潤 2-3級以上 (濃色及び顔料プリントは0.5級下げる)
物理	引張強さ JIS-L1096 A法 (ラベルドストリップ法)	縦 147N 以上 横 196N 以上
	破裂強さ JIS-L1096 A法 (ミューレン形法)	392.3kPa 以上
	寸法変化率 JIS-L1096 G法 (電気洗濯機法)	±7%以内
	メロ一巻き部分 の滑脱抵抗力 JIS-L1096 (タオル検法) 滑脱抵抗力ピン引掛け法準用	縦 20N 以上 横 30N 以上
有機物質	遊離ホルム アルデヒド 厚生省令第34号 アセチルアセトン法	吸光度差 0.03 以下

備考

- 吸水性試験は、素材に関係なく適用する。比重が低いため「沈降法」が適さないもの（例：マイクロファイバー）は、沈降法による試験が不合格であっても、滴下法による試験が「未洗濯」と「3回洗濯」の2回の試験に両方とも1秒以内の場合は合格とすることができます。顔料プリント商品の場合は「顔料プリント部面積比率証明書」を提出すること。吸水性試験の洗濯方法については、3回洗濯後乾燥機使用とする。
- 脱毛率試験に関し、パイル、無撚糸、シャーリング以外の加工品や、綿素材以外の製品については、個別に検査協会に相談すること。検査協会は、その結果を本組合に報告し、両者協議の上で合否を決定する。なお、無撚糸の合格基準は、パイル保持性試験が測定不能な製品に適用することができる。
- パイル保持性試験に関し、ハンカチ類、裏ガーゼ製品及びタオルマフラーは JIS-L1075 B 法（パイル保持性試験）による試験で、合格基準 500mN以上とする。また、無撚糸については、「今治タオルブランド商品 品質基準」からパイル保持性試験は除外する。なお、新たな素材や加工方法等により、基準値について組合員から申し出があった場合は、本組合と検査協会で協議する。
- 染色堅ろう度試験は、オーガニックコットン（カラード・コットン）を含む全ての染色製品について実施する。精練・漂白のみされた製品については、染色堅ろう度試験は除外する。
- 引張強さ試験に関し、パイルのないタオルマフラー等は、合格基準の横の値を 98N 以上とし、素材及び用途により考慮する。
- ガーゼ織り並びに伸縮性素材（強撚糸、スパンテックスなど）によるタオル織物に関する寸法変化率に関しては基準値を除外する。
- 遊離ホルムアルデヒドの吸光度差 0.03 以下を PPM 換算した場合、9.6PPM 以下に相当する。

付属資料

3. 地域団体商標「今治タオル」使用承諾通知書

(別紙1)

組合員の「保存書類」・「作成・提出書類」

(1) 保存書類

- 1) 認定商品管理簿 (別表2)
- 2) 指定副資材管理簿 (別表3)
- 3) 生産数量に関する証憑 (例: 織上表、織上台帳)
- 4) 染晒工程に関する証憑 (例: 納品書・請求書)
- 5) 認定商品の売上・出荷に関する証憑 (例: 請求書)
- 6) 法人税法に定める帳簿・書類
- 7) その他、組合が必要とする書類

(2) 作成・提出書類

- 1) 認定商品管理簿 (別表2)
- 2) 指定副資材管理簿 (別表3)

以上

商標 使用 承諾 通知 書

様

年 月 日に承諾申出のあった、商標（地域団体商標）「今治タオル」の使用について次の
商標使用の条件を付して承諾します。

年 月 日
今治タオル工業組合
理事長 井上裕基

- | | |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商標使用承諾の条件 | 1. 次の要件を満たして商品に「今治タオル」を表示することを認めます。
① 今治タオル工業組合に参加しているメーカーが製造していること
② 今治産地で生産されていること（今治産地内で製織及び染晒加工等が行われていること。ただし、今治産地内で染晒加工等ができない特殊なものについてはこの限りでない）
③ 日本国内において縫製・加工したタオル商品であること
2. 商品の製造・販売について、適正な管理をしてください。
3. 自社製品の委託加工先である加工業者並びに製造委託する今治タオル工業組合員以外の取引先等には「今治タオル」を表示したネーム等の副資材を渡さないでください。
4. イベント等を行う際の名称に商標を使用する場合は、上記1の商品以外の展示販売をしないでください。
5. 消費者からの問い合わせについて、誠実かつ良心的な対応をしてください。
6. 商品の購入者からの苦情については、速やかに理事長に報告してください。
7. 上記の商標使用承諾条件に反したと理事長が認めたときは、承諾の取り消しを行い即時販売の中止を命令すると共に、今後の使用的不承諾、損害金の請求など法的措置をとることがあります。 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

付属資料

4-(1). 今治タオル工業組合員名簿(五十音順)

企業番号	会社名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号	ファックス番号
4231	株式会社阿部春工場	阿部 憲政	799-2205	今治市大西町宮脇甲1216	0898-53-2226	0898-53-4818
0705	IKEUCHI ORGANIC株式会社	池内 計司	794-0084	今治市延喜甲762	0898-31-2255	0898-31-2274
4165	井上商事株式会社	井上 真也	799-1502	今治市喜田村6丁目1-22	0898-48-3000	0898-48-0967
0485	井上タオル株式会社	井上 裕基	794-0022	今治市室屋町6丁目3-14	0898-32-6720	0898-32-6722
0335	今井タオル株式会社	今井 秀樹	799-2102	今治市波方町樋口甲1847	0898-41-9081	0898-41-5134
4501	株式会社今治織維リソースセンター	井上 裕基	794-0033	今治市東門町5丁目14-3	0898-23-8700	0898-23-8702
2770	伊予屋タオル株式会社	小田 茂貴	799-1502	今治市喜田村1丁目11-17	0898-48-3390	0898-48-8700
4100	株式会社岩田良今治工場	小佐々 明	799-1523	今治市郷桜井3丁目9-51	0898-48-2977	0898-47-1706
3630	株式会社上藤	上藤 純子	794-0043	今治市南宝来町2-8-14	0898-31-1378	0898-24-2738
0830	宇野タオル	宇野 健二	799-1511	今治市上篠乙54-6	0898-48-2186	0898-47-3206
4144	有限会社夷織物	夷 仁	794-0101	今治市玉川町三反地甲293-1	0898-55-3115	0898-55-2114
1160	大磯タオル株式会社	壱内 齊	799-1101	西条市小松町新星敷甲3023-1	0898-72-2811	0898-72-5590
1660	有限会社大崎タオル	大崎 勝	794-0840	今治市中寺1016	0898-22-5706	0898-22-5748
1800	大沢産業株式会社	大沢かおる	799-2114	今治市柏田甲1-2	0898-41-9184	0898-41-9037
0720	大成タオル株式会社	大成 雄	794-0002	今治市大浜町3丁目8-7	0898-22-0589	0898-22-0598
2820	大野タオル株式会社	大野 俊郎	799-1502	今治市喜田村5丁目4-14	0898-48-2358	0898-48-2468
0630	大浜タオル株式会社	大原 信之	799-2651	松山市堀江町甲441	089-979-1477	089-979-5006
4164	岡本産業株式会社	岡本 貴文	799-1605	今治市朝倉南甲92-1	0898-56-2161	0898-56-3597
0985	越智進タオル株式会社	越智 行雄	794-0063	今治市片山4丁目2-17	0898-22-6178	0898-33-2607
4484	越智タオル	越智 博憲	794-0026	今治市別宮町9丁目1-58	0898-33-0482	0898-33-0482
4297	織鶴タオル有限会社	片山 義春	799-2206	今治市大西町駒747-4	0898-53-4784	0898-53-4784
3850	株式会社オリム	大西 裕	794-0032	今治市天保山町5丁目3-1	0898-24-1121	0898-33-0339
4172	海野尾タオル株式会社	海野尾 光介	799-1502	今治市喜田村2丁目3-20	0898-48-3310	0898-47-3229
4040	株式会社カキハラ	柿原 政明	799-1607	今治市朝倉上甲2185-3	0898-56-3800	0898-56-3882
1690	加藤タオル工場	加藤 寛	799-1502	今治市喜田村5丁目5-12	0898-48-6183	0898-48-6183
0510	有限会社川又タオル	川又 駿	794-0057	今治市泉川町1丁目3-33	0898-23-3464	0898-31-2040
1940	曾英紗織株式会社	曾 紀美彦	799-2202	今治市大西町紹原甲140	0898-53-2020	0898-53-2406
1470	楠橋織維株式会社	楠橋 孝洋	794-0083	今治市宅間甲504-3	0898-22-6432	0898-22-5819
4221	楠橋 中正	楠橋 中正	794-0083	今治市宅間甲531	0898-31-0424	0898-24-1558
0320	楠橋紗織株式会社	楠橋 功	794-0083	今治市宅間甲319	0898-32-4411	0898-32-4415
4499	株式会社工房銀座	武田 正利	794-0117	今治市玉川町鬼原甲55	0898-55-2564	0898-55-2584
0115	コンテックス株式会社	近藤 聖司	794-0083	今治市宅間甲854-1	0898-23-3921	0898-23-3922
3880	有限会社齊藤	齊藤 久士	794-0083	今治市宅間3219	0898-23-8855	0898-23-8853
4471	株式会社三光産業	尾崎 哲也	794-0113	今治市玉川町別所高原甲366	0898-55-3997	0898-55-2384
1100	七福タオル株式会社	河北 泰三	799-1503	今治市富田新港1丁目2-2	0898-36-6020	0898-48-6066
0780	城南織物株式会社	平尾浩一郎	794-0812	今治市北高下町2丁目2-9	0898-32-5855	0898-32-6552
1890	神野タオル株式会社	神野 一	794-0005	今治市大新田町3丁目4-37	0898-22-1052	0898-31-7756

商標（地域団体商標）「今治タオル」使用承諾申出書

今治タオル工業組合 理事長様

販組合が所有する商標（地域団体商標）「今治タオル」について、下記のとおり使用承諾を願います。

申出日	年月日			
申出者 会社名及び氏名等 連絡先 ※本欄に記載内容に関して 連絡をお願いする方をご記入 下さい。	〒 住所			
	会社 社 名 フジタ			
	代表者氏名			
	担当者氏名 部署・役職	フジタ	部署	役職
	TEL — — (内線) FAX — —			
	E-mail:			
	「今治タオル」の使用方法（イベント等を行う際の名称やインターネット・カタログ等に名称を使用する場合も含む）及び使用期間等を具体的に記載してください。			
	使用方法 及び 使用期間等			

企業番号	会社名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号	ファックス番号
4231	株式会社阿部織工場	阿部 審政	799-2205	今治市大西町宮脇甲1216	0898-53-2226	0898-53-4818
4234	新居田物産株式会社	新居田初男	799-2205	今治市大西町宮脇甲1281	0898-53-2149	0898-53-3285
4235	丸野タオル株式会社	矢野 寿一	794-0006	今治市石井町1丁目3-45	0898-23-1550	0898-23-6932
4242	西山タオル株式会社	西山 弘毅	799-2651	松山市堀江町甲1111-2	089-978-3213	089-978-0205
4245	芳勝タオル株式会社	芳野 公次	799-2656	松山市和気町1丁目65	089-978-0058	089-978-3394
4271	塙内光タオル工場	塙内 光義	794-0084	今治市延喜甲703-1	0898-32-2630	0898-32-2632
4287	織錦タオル有限会社	片山 義春	799-2206	今治市大西町脇甲747-4	0898-53-4784	0898-53-4784
4302	有限会社吉井啓	吉井啓太郎	799-1323	西条市桑村83-1	0898-66-0757	0898-66-5574
4309	協同組合フジタカ織錦	藤高 豊文	794-0026	今治市別宮町4丁目2-4	0898-32-5100	0898-31-2210
4313	マテガタタオル	村上 雪美	799-2105	今治市波方町馬刀洞甲153-1	0898-52-2012	0898-52-2012
4318	有限会社塙富三商店	塙富三	799-1504	今治市洋志2-6	0898-48-7720	0898-47-4174
4338	株式会社星野タオル	星野 洋子	799-1301	西条市三芳1889-7	0898-66-2481	0898-66-3882
4354	森商事株式会社	桜田 茂	794-0066	今治市萬横甲1291-4	0898-32-2456	0898-32-1367
4356	株式会社成和	矢野 辰海	799-1523	今治市郷桜井4丁目9-50	0898-47-0948	0898-48-3134
4393	ヒア株式会社	戸田 洋次	794-0804	今治市浜園町3丁目4-36	0898-23-0808	0898-23-0814
4414	セトウチセンイ株式会社	高見聰一郎	794-0062	今治市馬越町3丁目2-25	0898-22-5962	0898-33-0175
4438	株式会社武智商店	武智 将真	799-1523	今治市郷桜井4丁目2-57	0898-48-0833	0898-48-3411
4450	塙内敏タオル	塙内 敏郎	794-0115	今治市玉川町高野甲277-3	0898-55-2071	0898-55-3168
4461	杉野織錦株式会社	杉野 康	799-2109	今治市波方町養老甲489	0898-41-6344	0898-41-7225
4466	株式会社双葉タオル	吉田 晃	799-1506	今治市東村1丁目12-18	0898-47-0826	0898-47-0826
4471	株式会社三光産業	尾崎 哲也	794-0113	今治市玉川町別所高原甲366	0898-55-3997	0898-55-2384
4483	ミナトタオル	吉田 啄鷹	794-0006	今治市石井町4丁目2-6	0898-31-4578	0898-31-4580
4484	越智タオル	越智 博憲	794-0026	今治市別宮町9丁目1-58	0898-33-0482	0898-33-0482
4494	株式会社東進今治工場	大和谷 篤史	799-1523	今治市郷桜井4丁目6-48	0898-47-0073	0898-47-0811
4495	株式会社ヒサオー	越智 宏	794-0832	今治市八街西4丁目1-61	0898-23-2121	0898-23-5208
4499	株式会社工房織座	武田 正剎	794-0117	今治市玉川町鬼原甲55	0898-55-2564	0898-55-2584
4500	株式会社満天社今治工場	岩田 龍助	799-1523	今治市郷桜井3-9-51	0898-48-2977	0898-47-1706
4501	株式会社今治織錦リソースセンター	井上 裕基	794-0033	今治市東門町5丁目14-3	0898-23-8700	0898-23-8702
4502	株式会社村井染織	矢野 光嘉	794-0025	今治市大正街6丁目1-17	0898-23-5202	0898-23-3556
4503	株式会社丹後	丹後 博文	799-1502	今治市喜田村8丁目3-10	0898-55-8857	0898-55-8837

2020年1月15日現在 104社

付属資料

5.今治タオルブランド商品認定証



imabari towel
Japan

今治タオルブランド商品認定証

今治タオル株式会社

代表取締役 今治太郎 様

認定商品名：花畠

商品概要：バスタオル、フェイスタオル

認定番号：第2020-XXXX号

認定有効期間：2020年01月01日から2022年12月31日

上記商品を今治タオルブランド商品認定事業規約に基づき、今治タオルブランド商品として認定します。

2020年01月01日

今治タオル工業組合

理事長 井 上 裕 基



付属資料

6.今治タオルブランド商品認定審査申請書(記入例)

様式第1号

今治タオルブランド商品認定審査申請書

今治タオル工業組合 理事長 殿
今治タオルブランド商品の認定について、今治タオルブランド商品認定事業規約第5条の規定に基づき、
下記のとおり申込みます。

提出日	2020年 1月 1日																																						
申込者	組合員企業番号: 9000 〒 794 - 0033																																						
住所	愛媛県今治市東門町5丁目14番3号																																						
会社名	今治タオル株式会社 																																						
代表者氏名	今治 太郎	担当者氏名 新署・役職 (実態に申込内容に關して適切とされる方を記入)																																					
TEL	0898 - 32 - 7000	アリガナ イマバリ タロウ	部署 役職																																				
FAX	0898 - 32 - 3842	氏名 今治 太郎	代表取締役																																				
E-mail:																																							
商品名	花畠	2.商品構成(アイテム数)	2																																				
3.今治タオルブランド商品の認定取得の有無	(該当欄に✓) <input checked="" type="checkbox"/> 有り (認定番号第 -) <input type="checkbox"/> 無し *以前の認定商品に、刺繍等の追加で再申請する場合は、認定番号を記入して下さい。																																						
4.同一規格商品の認定取得の有無	(該当欄に✓) <input checked="" type="checkbox"/> 有り (認定番号第 -) <input type="checkbox"/> 無し																																						
5.申込商品を製織する企業名等(該当欄に✓)	申込者との関係: <input checked="" type="checkbox"/> 自社工場 <input type="checkbox"/> 製造委託工場 (製造委託工場の場合は企業名を記載):																																						
6.申込商品の染晒工場(該当欄に✓)	<table border="1"> <tr> <th>工場名</th> <th>先染・晒</th> <th>後加工</th> <th>工場名</th> <th>先染・晒</th> <th>後加工</th> </tr> <tr> <td>越智源(株)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>東洋織維(協)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>蒼社染工(株)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>同心染工(株)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>大和染工(株)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>西染工(株)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>中央織維(株)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>その他(具体的に企業名を記載)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>ツヅキボウ今治(株)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>imabari染工(株)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>			工場名	先染・晒	後加工	工場名	先染・晒	後加工	越智源(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東洋織維(協)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	蒼社染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同心染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大和染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	西染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中央織維(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他(具体的に企業名を記載)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	ツヅキボウ今治(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	imabari染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
工場名	先染・晒	後加工	工場名	先染・晒	後加工																																		
越智源(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東洋織維(協)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
蒼社染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同心染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
大和染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	西染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
中央織維(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他(具体的に企業名を記載)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>																																		
ツヅキボウ今治(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	imabari染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																		
7.商品規格	アイテム名 (用途毎)	仕上サイズ	仕上重量 (1枚当り)	配色数	組成表示 素材	プリント	メロー巻き																																
	バスタオル	60 × 120 cm	250 g	2	綿 90 % レーヨン 10 %	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																
	フェイスタオル	34 × 80 cm	95 g	2	綿 90 % レーヨン 10 %	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																

※メロー巻き縫製商品及びプリント加工商品のアイテムはチェックしてください。

様式第1号

7.商品規格

アイテム名 (用途毎)	仕上サイズ	仕上重量 (1枚当り)	配色数	組成表示		プリント	メロー巻き
				素材	混率		
バスタオル	60 × 120 cm	250 g	2	綿 90 % レーヨン 10 %	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
フェイスタオル	34 × 80 cm	95 g	2	綿 90 % レーヨン 10 %	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※メロー巻き縫製商品及びプリント加工商品のアイテムはチェックしてください。

添付書類

1.商品の外観・配色・デザイン(縫製品は形状が分かる完成品)が分かるカラーのイメージ写真又はカタログ等を添付して下さい。

2. imabari towelの品質基準に合格していることを証明する「品質検査報告書」又は「同一規格証明書」詳しくは、(財)日本タオル検査協会にお問い合わせ下さい。

付属資料

7.今治タオルブランド商品認定審査申請書（例外届出書）

例外届出書様式1

今治タオルブランド商品認定審査申請書（例外届出書）

今治タオル工業組合 理事長 殿

今治タオルブランド商品認定事業規約第5条第2項により、同一規格商品を（代表・代行）して認定手続きを行いますので、下記のとおり例外届出書を提出します。また第11条第2項により、当該認定商品について品質保証を行う企業を届け出致します。（該当欄に✓）

提出日	年 月 日							
商品名								
例外形式		理由						
<input type="checkbox"/> 認定申請を代表企業が連名で申請 （企業番号は製織会社）		<input type="checkbox"/> 外注先が多く、非効率 <input type="checkbox"/> その他（ ）						
<input type="checkbox"/> 認定申請だけを代行申請 （製織の全てを他社に委託）		<input type="checkbox"/> 自社で対応できない <input type="checkbox"/> その他（ ）						
代表 代行 企業	住所	会社印	※認定番号					
	会社名		※品質検査					
代表者氏名		<input type="checkbox"/> 全て	<input type="checkbox"/> 同一規格					
	担当者氏名							
商品品質保証をする有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	費用支払の有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
生産 企業①	住所	会社印	※認定番号	—				
	会社名		※品質検査					
代表者氏名		<input type="checkbox"/> 全て	<input type="checkbox"/> 同一規格					
	担当者氏名							
商品品質保証をする有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	費用支払の有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
生産 企業②	住所	会社印	※認定番号	—				
	会社名		※品質検査					
代表者氏名		<input type="checkbox"/> 全て	<input type="checkbox"/> 同一規格					
	担当者氏名							
商品品質保証をする有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	費用支払の有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
生産 企業③	住所	会社印	※認定番号	—				
	会社名		※品質検査					
代表者氏名		<input type="checkbox"/> 全て	<input type="checkbox"/> 同一規格					
	担当者氏名							
商品品質保証をする有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	費用支払の有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
生産 企業④	住所	会社印	※認定番号	—				
	会社名		※品質検査					
代表者氏名		<input type="checkbox"/> 全て	<input type="checkbox"/> 同一規格					
	担当者氏名							
商品品質保証をする有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	費用支払の有無		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
<small>添付書類</small> <ul style="list-style-type: none"> 1 例外届出書様式2に各生産企業ごとの商品概要を記載し、提出してください。 2 各生産企業ごとのimabari towelの品質基準に合格していることを証明する「品質検査報告書」又は「同一規格証明書」。詳しくは、(財)日本タオル検査協会にお問い合わせ下さい。 								

付属資料

8.顔料プリント部面積比率証明書

顔料プリント部面積比率証明書

殿

商品名等	面積比率 （※10%未満切上げ）	
アイテム名	白場	プリント部
アイテム名 面積比率	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
	%	%
その他		

上記のとおり顔料プリント部の面積がタオル全体に占める比率を証明します。

年 月 日

住 所

会 社 名

会社印

付属資料

9.品質検査報告書(例)

品質検査報告書									
品名・品番		バスタオル フェイスタオル (××××							
表示事項	組成表示	吸水性表示		取扱表示		原産国表示		通・不適	
		適・不適	適・不適	外観	良・不良	寸法	JIS L 1096 D法	JIS L 1096 G法	適・不適
製品検査規格	外観・良・不良	耐洗濯性		縫製・不良		寸法		寸法	
		中性・タブレット・片・平ドライ(アイロン)	103・104・105・106・ネット	縫製	良・不良	寸法	寸法	寸法	寸法
試験方法	測定方法	織密度		織密度		織密度		織密度	
		2	3	4	5	6	7	8	9
生地	JIS L 0842錆光法	生地	No.	1	2	3	4	5	6
洗濯(被)	JIS L 0844(A-2号)	被	4以上	5	5	5	5	5	5
汗(綿)	JIS L 0848(綿:アルカリ)	汗	5:5	5:5	5:5	5:5	5:5	5:5	5:5
地	JIS L 0849 II形	乾	5	5	5	5	5	5	5
吸水性(秒)	JIS L 1907滴下法	<フェイス>	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5	4-5
脱毛率(%)	タオル染法	<バス>	未洗濯	1	3回洗濯後乾燥機使用	1			
吸湿強度(%)	JIS L 1096 A法	<バス>	0.062						
引張強さ(N)	JIS L 1096 ラベル式ストリップ法	<フェイス>	550.4						
ハサミ保持性	タオル染法:	<フェイス>	たて	229.8	よこ	354.5			
メロ一巻部分のタオル染法	ビン引掛け法 育用	<フェイス>	3. 21cm/ペール						
洗濯抵抗力(IN)	ホルムアルデヒド	乳幼児用(A-Ao)・下着用(DPNH)	<バス>	0.005					
生地見本									
処理	受付／平成×年×月×日	発行	平成×年×月×日	TS-××××	検査	ISO9001認証取得事業所 一般財団法人日本タオル検査協会 中四国検査所			



付属資料

10.今治タオルブランド商品変更(中止、廃止)届(記入例)

今治タオルブランド商品変更(中止、廃止)届									
今治タオル工業組合 理事長 殿									
認定を受けた今治タオルブランド商品の変更について、今治タオルブランド商品認定事業規約第7条の規定に基づき変更内容をお届けします。									
提出日	2020年1月1日								
申込者	組合員企業番号: 9000								
住所	〒 794 - 0033 愛媛県今治市東門町5丁目14番3号								
会社名	今治タオル株式会社								
代表者氏名	今治 太郎								
担当者氏名 部署 役職 (実際にお届けする方を記入)									
TEL	0898 - 32 - 7000 フリガナ イマバリ タロウ 部署 役職								
FAX	0898 - 32 - 3842 氏名 今治 太郎 代表取締役								
E-mail:	imabari@stia.jp								
認定商品名	花畠 認定番号: 第 2013 - 999 号								
<input type="checkbox"/> アイテムの追加 <input type="checkbox"/> アイテムの減 <input type="checkbox"/> 配色追加 <input type="checkbox"/> 配色の減									
認定商品の製造を <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止 (中止・廃止の理由を記載)									
<input type="checkbox"/> その他: (具体的に記載)									
(変更箇所のみ変更後の内容を記入してください。)									
1.商品名	2.商品構成(アイテム数): 1								
3.申込商品を製造する企業名等(該当欄に✓) 申込者との関係: <input type="checkbox"/> 自社工場 <input type="checkbox"/> 製造委託工場 (製造委託工場の場合は企業名を記載):									
4.申込商品の染晒工場(該当欄に✓)									
工場名	先染・晒	後加工	工場名	先染・晒	後加工				
越智源(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	東洋織維(協)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
喜社染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	同心染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
大和染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	西染工(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
中央織維(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他(具体的に企業名を記載)						
ツヅキボウ今治(株)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
5.商品規格	アイテム名 (用途毎)		仕上サイズ	仕上重量 (1枚当り)	追加 配色数	組成表示		プリ ント	メロー 巻き
						素材	混率		
	ウォッシュタオル		34 × 34 cm	45 g	2	綿	90 %	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			×	cm	g	レーヨン	10 %	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
							%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
						綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
						レーヨン	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
							%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※メロ一巻き綿製商品及びプリント加工商品のアイテムはチェックしてください。

付属資料

11.今治タオルブランド商品認定審査一覧申請書(記載例)

様式第2号

5.商品規格	アイテム名 (用途毎)	仕上サイズ	仕上重量 (1枚当り)	追加 配色数	組成表示		プリ ント	メロー ー巻き
					素材	混率		
綿	× cm	g			綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	× cm	g			綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
綿	× cm	g			綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
綿	× cm	g			綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
綿	× cm	g			綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
					綿	%	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※メロー巻き縫製商品及びプリント加工商品のアイテムはチェックしてください。

添付書類

- 1.商品の外観・配色・デザイン（縫製品は形状が分かる完成品）が分かるカラーのイメージ写真又はカタログ等を添付して下さい。



2. imabari towelの品質基準に合格していることを証明する「品質検査報告書」又は「同一規格証明書」詳しくは、（財）日本タオル検査協会にお問い合わせ下さい。

今治タオル工業組合 御中

2020年01月01日

今治タオル株式会社
代表取締役
今治 太郎

印

今治タオルブランド商品認定審査 一覧申請書

標題の件について、下記の通り申請することを証明します。

記

申請日：2020年01月01日 総アイテム数：2

申請区分：新規

商品名：花畠

アイテム名：バスタオル、フェイスタオル

以上

付属資料

12.今治タオルブランド商品認定マーク使用契約書

今治タオルブランド商品認定マーク使用契約書

今治タオル工業組合（以下甲といふ。）と使用申込人（以下乙といふ。）は、甲が管理する「今治タオルブランド商品認定マーク（以下認定マークといふ。）」を使用することについて下記のとおり認定マーク使用契約を締結し、お互いに忠実にこれを遵守履行するものとする。

記

1. 乙は、乙が『今治産地（定款第3条に基づく地区）で製織及び染色加工し、且つ日本国内において縫製・加工したタオル製品類であって、「今治タオルブランド商品 品質基準」に該当し、今治タオルブランドの安心で安全なイメージに合致したものに認定マークを使用する。』
 2. 乙は、認定マークの商標権を持つ甲の許可なくして認定マークのデザイン及びロゴの他への転用を行わない。乙が、認定マークのデザイン及びロゴを他に使用しようとする場合は、所定の「今治タオルブランド商品認定マーク使用許可願（様式3号）」により事前に甲の許可を得なければならない。
 3. 乙は、甲が必要と認めた時は、開通情報の提示を行うとともに、甲並びに甲の代理人の立ち入り検査に応じなければならない。
 4. 乙は、本契約書第1条、第2条及び第3条に違反するなど今治タオルブランド商品認定事業規約第14条第1項の各号に該当したとき、または認定マークを使用するにあたって、定められている納入金（販売代金等）及び甲に支払うべき使用料等の支払いを遅滞したときは、その理由にかかわらず本契約を破棄し、今治タオルブランド商品の認定を取消し、認定マークの使用を中止するとともに、甲より損害賠償金を請求されても異議申し立ては行わない。
 5. 乙は、認定マークの使用中止の通告を受けた時は直ちに認定マークを廃棄するとともに、原則として通告を受けた日から1年間は使用の申請を行うことができない。
 6. 本契約の有効期間は契約締結日より1年間とする。但し、契約期間満了月前までに甲、乙双方から書面による何等申入れがないときは、本契約は更に同一条件で1年間更新されるものとし、その後の更新も同様とする。なお、本契約を締結するに当たり、旧契約書の継続が存在する場合は旧契約書を無効とする。
 7. 本契約に関する紛争の管轄裁判所は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。
 8. 本契約に定めのない事項が生じたとき、またはこの契約の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、今治タオルブランド商品認定事業規約に基づき甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。
- 本使用契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

上記の通り締結します。

年　月　日

住 所	今治市東門町5丁目14番3号
甲 名 称	今治タオル工業組合
代表者名	理事長 井上 裕基
乙 名 称	
代表者名	

付属資料

13.今治タオルブランド商品認定マーク指定外副資材使用申込書(基本許可書)

今治タオルブランド商品認定マーク指定外副資材使用申込書

今治タオル工業組合 理事長 殿

今治タオルブランド商品認定マーク指定外副資材の使用について、下記のとおり申込みいたします。

提出日	2020年1月1日	組合員企業番号	9000
申込者	〒794-0033 愛媛県今治市東門町5丁目14番3号		
会社名 及 氏 名 等	フリガナ	シコクタオルカブシキガイシャ	会社印 井上 裕基
今治タオル株式会社			
連絡先	代表者名	今治太郎	
	担当者氏名 部署・役職	フリガナ イマバリタロウ	部署 役職
		今治太郎	代表取締役
	TEL	0898-32-7000 (内線)	FAX 0898-32-3842
	E-mail	imabari@stia.jp	
その他			

基本許可書

今治タオル株式会社 様

今治タオルブランド商品認定マーク指定外副資材を使用することを許可します。

有効期間： 年 月 日から 年 月 日

年 月 日

今治タオル工業組合

理事長 井上 裕基

注意事項

- ①許可を受けた場合は、組合に基本料金を支払うこと。
- ②指定外副資材の使用有効期間は、使用を許可した月を含む12ヶ月間とし、更新を希望した場合は、所定の基本料金を支払うことで更新することができる。

付属資料

14.今治タオルブランド商品認定マーク使用許可願い(個別許可書)

今治タオルブランド商品認定マーク使用許可願い			
今治タオル工業組合 理事長 殿 今治タオルブランド商品認定マークの使用について。今治タオルブランド商品認定事業規約 第6条の規定に基づき、下記のとおり使用を許可願います。			
提出日	2020年1月1日	組合員企業番号	9000
申込者	〒 794 - 0033 愛媛県今治市東門町5丁目14番3号		
会社名 及び 氏名等	今治タオル株式会社		
連絡先	代表者名 今治 太郎 担当者氏名 フジタ イマバリ タロウ 部署 役職 部署・役職 今治 太郎 代表取締役 TEL 0898 - 32 - 7000 (内線) FAX 0898 - 32 - 3842 E-mail: imabari@stia.jp		
認定商品名等	認定商品名	認定番号	
	花畠	第 2017 - XXX 号	
		第 - 号	
		第 - 号	
使用方法 及び 使用期間等	(認定マークの使用方法及び媒体のサイズ、使用期間等を具体的に記載してください。) 使用方法: 認定商品に添付する下札の制作 サイズ: 30×30mm 使用期間: 2017年2月1日から1年間 (注) デザイン(A4サイズ)を別途添付してください。		
個別許可書			
今治タオル株式会社 様			
指定外副資材 許可番号	組合員企業番号 - 産業(無番号) PK -		
今治タオルブランド商品認定マークの上記使用について許可します。			
年 月 日 今治タオル工業組合 理事長 井上裕基			

付属資料

15.今治タオルブランド商品表示「指定副資材(織ネーム)」発注書

今治タオルブランド商品表示「指定副資材(織ネーム)」 発注書			
指定副資材用		発注年月日	年 月 日
		納品希望	年 月 日
今治タオル工業組合 御中 FAX: 0898-32-3842 【発注者】 滝太株内は必ずご記入ください。			
企業名	担当者名		TEL
【発注内容】 企業番号 ()			
指定副資材	数量	単価 (税込)	金額 (税込)
横ボーム タオル用			
織ネーム ハンカチ用			
			合計金額
【生産企業】※例外認定商品で生産企業分を発注する際は、以下も必ずご記入ください。			
企業名	担当者名		TEL
商品情報	認定番号	第 - - - 号	第 - - - 号
	商品名		
副資材代金の支払者	発注者が支払 <input type="checkbox"/>	生産企業が支払 <input type="checkbox"/>	(いずれかに✓)
(注) ①企業番号は、4桁の製造企業番号を記載下さい。(ブランドネームユアル付別資料P80~25参照) ②5,000枚単位で発注可能。10,000枚以上は1,000枚単位で発注可能。 ③納期は約3週間			
備考			

付属資料

16.今治タオルブランド商品表示「共通副資材(下げ札、シール)」発注書

今治タオルブランド商品表示 「共通副資材(下げ札、シール)」 発注書																											
共通副資材用		発注年月日	年 月 日																								
		納品希望	年 月 日																								
今治タオル工業組合 御中 FAX: 0898-32-3842 【発注者】※太枠内は必ずご記入ください。																											
企業名		担当者名																									
		T E L																									
【発注内容】 企番号() <table border="1"> <thead> <tr> <th>共通副資材</th> <th>数量</th> <th>単価 (税込)</th> <th>金額 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下げ札(大)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下げ札(中)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>下げ札(小)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計金額</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>				共通副資材	数量	単価 (税込)	金額 (税込)	下げ札(大)				下げ札(中)				下げ札(小)				シール				合計金額			
共通副資材	数量	単価 (税込)	金額 (税込)																								
下げ札(大)																											
下げ札(中)																											
下げ札(小)																											
シール																											
合計金額																											
【生産企業】※例外認定商品で生産企業分を発注する際は、以下も必ずご記入ください。																											
企業名		担当者名																									
		T E L																									
商品情報	認定番号	第 - - - 号	第 - - - 号																								
	商品名																										
副資材代金の支払者	発注者が支払 <input type="checkbox"/>	生産企業が支払 <input type="checkbox"/>	(いがれかに✓)																								
(注) ①企業番号は、4桁の製造企業番号を記載下さい。 (ブランドマニュアル付属資料P80~85参照) ②5,000枚単位で発注可能。10,000枚以上は1,000枚単位で発注可能 ③納期は約3週間																											
備考																											

付属資料

17.今治タオルブランド商品認定証(コピー)受領確認のお願い

 年 月 日 御中	
今治タオルブランド商品認定証(コピー)受領確認のお願い	
拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。 平素は今治タオルブランド商品をお取扱いいただき、誠にありがとうございます。	
さて、今治タオルブランド商品は、今治産地で製織および染色し、国内において縫製・加工したタオル商品であり、運営・管理を行う今治タオル工業組合(以下、組合)が定める独自の品質基準を満たしていることを組合が認定したタオル商品です。	
また、その認定を受けたタオル商品には、「今治タオルブランド商品認定証」(以下、認定証)が発行されます。(※配色追加は、確認印が押印された申請書(コピー))	
組合では、上述の手続きを適正に行い、認定された商品であることをお取扱い先様にお知らせするため、初回出荷先に認定証(コピー)の提示を義務化することになりました。	
つきましては、御社が提示を受けたことを確認させていただきたく、以下に会社名、担当者名をご記入、ご捺印のうえ、ご返信くださいますようお願い申し上げます。	
この取り組みは、今治タオルブランド商品のお取扱い先様並びに消費者の皆様に末永くご愛顧いただくために今治タオル産地が一体となって取り組むものです。何卒ご理解のうえ、ご協力賜りますようお願い申し上げます。	
敬具	
選送先: FAX: 0898- - - - e-mail: -	
弊社は、以下の商品について、今治タオルブランド商品認定証(コピー)を受領したことをお知らせいたします。	
製造企業: _____	
認定番号: 第 - - - 号	
商品名: _____	
提示内容: 新規認定()・アイテム追加()・配色追加() ・その他変更()	
・御社名: _____	
・担当者名: _____ 印	
以上	

付属資料

18. 認定商品管理簿

別表2

① 認定商品管理簿									
企業名:		担当者名:							
No.	新規・変更	削除	備考	アリテム名	商品名	カラーレ	数量	品質検査	申請提出日
1				タオル用ターム (枚数)	タオル用ターム (枚数)			良品	2017/4/15
2				12月末	使用枚数		-枚		2017/4/17
3				28,000枚	23,000枚				2017/4/15
4				1月購入	月末残高				
5				20,000枚	25,000枚				
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									

(記載上の注意) *1 日T・FT・WTなどのアイテム名と種類を記載してください。 *2 アイテムごとのカラー数を記載してください。

(提出) 四半期ごと(3月末日、6月末日、9月末日、12月末日)に各四半期の末日より15日以内に提出・組合に提出

付属資料

19. 指定副資材管理簿

別表3

② 指定副資材管理簿(月次)						
企業名: _____						
(例)						
2017年1月						
No.	商品名	アイテム数	カラーレ	認定番号	収費	備考 (+)
1	今治ギフト○△□	1	1	201X-401	15,000枚	アイテムは△、カラーレ白
2	今治ギフト○△×	1	2	201X-402	8,000枚	△は譲り番(様) No.2000001の販売者と一筆
3	-	-	-	-	-	名義
4	-	-	-	-	-	△は譲り番(様) No.2000001の販売者と一筆
				計	23,000枚	
〔記載用〕						
2017年1月						
No.	商品名	アイテム数	カラーレ	認定番号	収費	備考 (+)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
				計	一括	

(記載条件) 使用: 諸商ベースで、その枚数を商品別に記載。 同商品のアイテム別・カラーレでの記載も可
購入: 対象月に前月から購入した合計枚数を記載
期間: 毎月1日から月末

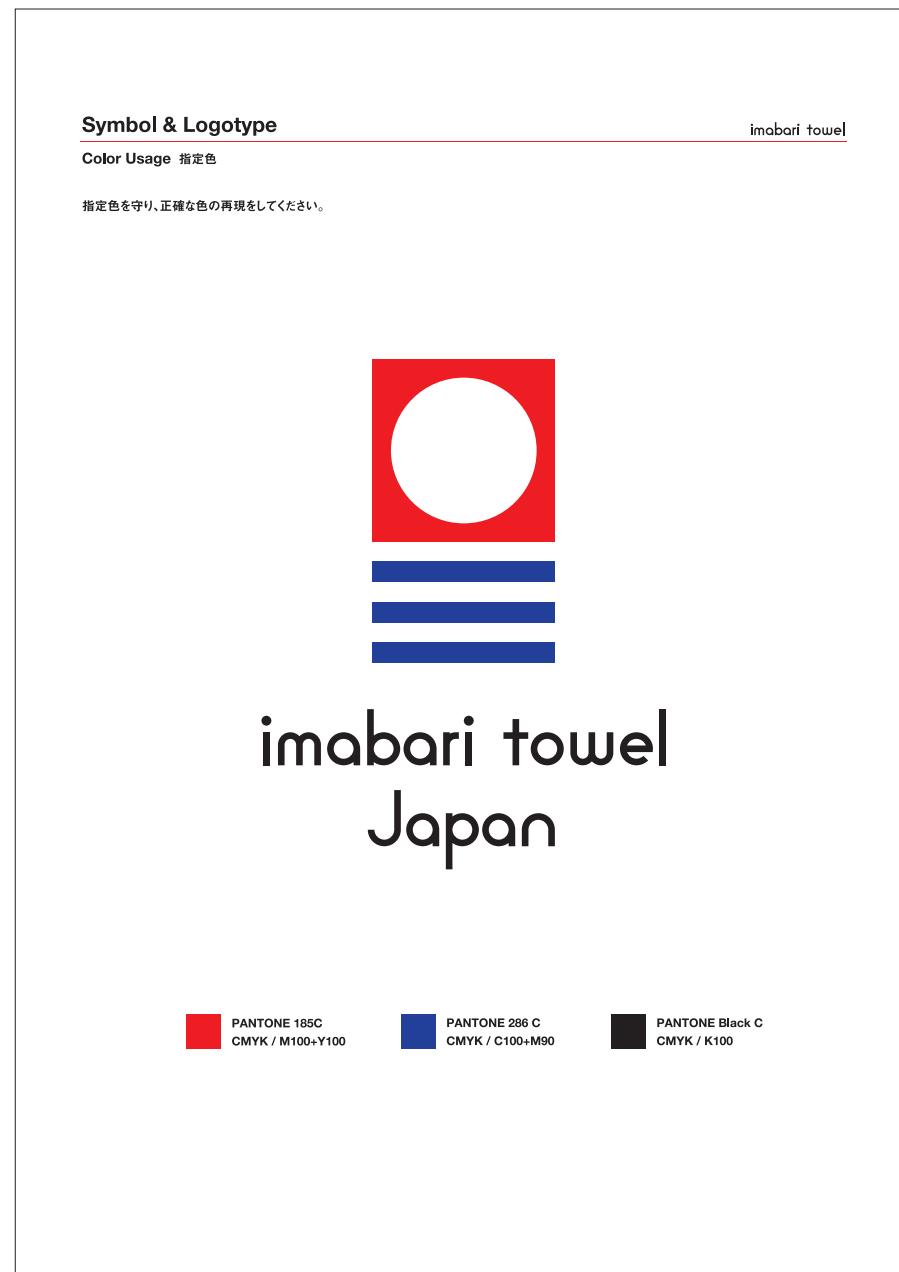
(記載上の注意) *1 備考欄には、アイテム数やカラーレに関する詳細や、必要に応じて販売額由来をご記入ください。 諸永書(様)などと細かく書くことも有効です。

*2 指定副資材の使用枚数と使用枚數内訳の記入一括です。

(提出) 四半期ごと(3月末日、6月末日、9月末日、12月末日)に各四半期の末日より15日以内に作成・組合に提出

付属資料

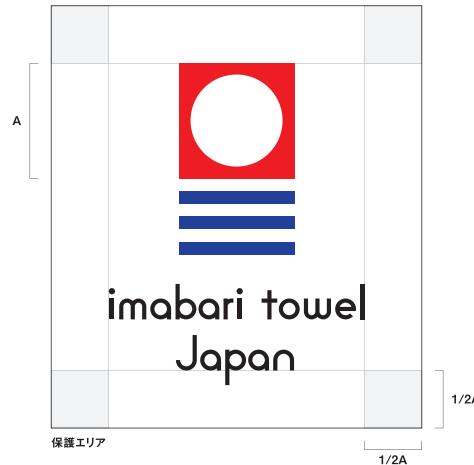
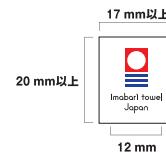
20.ロゴマニュアル(詳細は、事務局へお問い合わせ下さい)



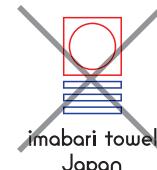
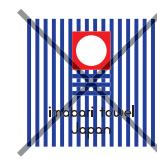
Symbol & Logotype**Isolation 保護エリア**

保護エリア内には、他のデザイン要素や文字などを入れないでください。

imabari towel

**Minimum Size****Symbol & Logotype****Incorrect Usage 禁止事項**

マーク&ロゴの禁止事項を守り正しく使用してください。

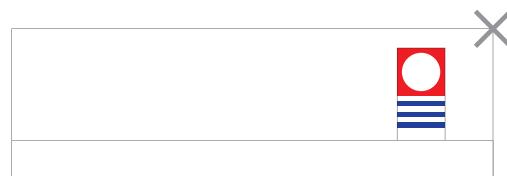
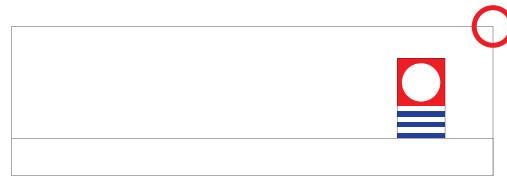
書体を変更しての使用**変型しての使用****指定色以外での使用****アウトラインでの使用****装飾加工しての使用****視認性を損なうバターンや写真上での使用**

Symbol & Logotype

NameTag 織りネーム

ブランド織りネームは正しく取付けてください。

imabari towel



不適切な縫付け位置



品質表示タグなど、異なるタグとの重複

Symbol & Logotype

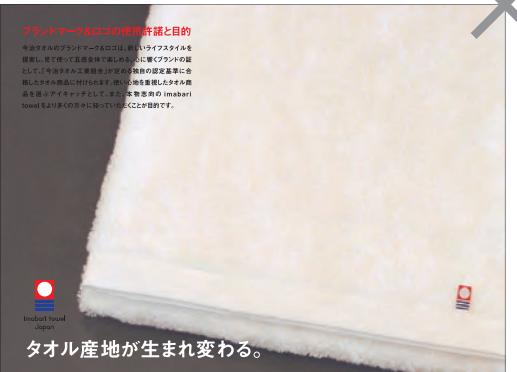
Clear Space & Background Color 背景色

imabari towel のイメージを統一するため、白を基調としたデザイン構成にし、特にロゴの背景には、明るい色を使用して下さい。

imabari towel



タオル産地が生まれ変わる。

白バックにロゴが配置されているため
視認性が高い。ロゴの背景色が暗く視認性が悪い。
保護の保護エリアが守られていない。

今治タオルブランドマニュアル2020

第4版

発行日:2020年5月

発行者:今治タオル工業組合

〒794-0033 愛媛県今治市東門町5-14-3

TEL0898-32-7000 FAX0898-32-3842

<http://www.itia.or.jp>